



国立大学法人 千葉大学
National University Corporation
Chiba University

ニュースリリース

平成19年10月18日
千葉大学学術国際部研究協力課

遺伝子組換え生物を使用する際の大臣確認手続き漏れ に対する文部科学省からの嚴重注意について

千葉大学では、平成17年1月から平成19年3月にかけて実施した実験で、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年6月18日公布、平成16年2月19日施行)」(以下「法律」という。)により、本来文部科学大臣の確認が必要となる遺伝子組換え生物を、文部科学大臣の確認を受けずに使用していたことに関して、本日、文部科学省から嚴重注意を受けましたので、お知らせいたします。

【経緯】

本件については、平成18年12月付けで「研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令」(以下「省令」という。)の解説書が文部科学省から示されたこと、また、

平成19年3月2日付けで法律の周知及び遵守の徹底について、文部科学省研究振興局長から通知があったことから、平成19年3月現在で本学において進行中の遺伝子組換え実験の拡散防止措置について自主点検を行った。

その結果、1件について、省令第四条関係別表第一で規定する「自立的な増殖力及び感染力を保持したウイルス又はウイロイド」に該当し、本来、事前に文部科学大臣の確認が必要であったが、学内の承認のみで実施していたことが判明したため、直ちに、文部科学省へ報告した。

なお、当該実験については実態として適切な拡散防止措置を執って実施しており、遺伝子組換え生物の外部への拡散はなかった。

また、実験は既に終了しており、使用した遺伝子組換えウイルスは適切に処分している。

【原因】

遺伝子組換え実験を実施する際の拡散防止措置については、遺伝子組換え生物の使用形態に応じ、法令において定められており、定められていない場合は、あらかじめ文部科学大臣の確認を受けた拡散防止措置を執ることとな

っている。

本件については、当時、関連の法令が施行して間もなかったこともあり、本学遺伝子組換え実験安全委員会において、当該実験の拡散防止措置については文部科学大臣の確認を必要としないものと解したためである。

【再発防止策】

今後、このようなことがないよう次により再発防止の徹底及び法令等を遵守した実験に努める。

実験実施者の教育訓練において専門家を招聘し、さらに充実した教育体制とする。

法令に精通した者を副委員長に充て、事前の審査体制を強化する。

実験計画書の様式について、内容がより明確になるよう記載事項等を変更する。

【参考資料】

- 1) 文部科学省のプレス発表資料
- 2) 学長コメント

【本件に関するお問い合わせ先】

千葉大学遺伝子組換え実験安全委員会委員長
理事（研究担当） 天野 洋
TEL：043-290-2008

千葉大学学術国際部
研究協力課長 井上 賢一
TEL：043-290-2152